

福岡県公報

令和 7 年 1 月 21 日
第 565 号

目 次

告 示 (第24号 - 第34号)

| | | |
|-------------------------|-----------|---|
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 1 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 4 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 5 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 5 |
| 公 告 | | |
| ○国土調査の成果の認証 | (農山漁村振興課) | 5 |
| ○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 | (住宅計画課) | 5 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) | 6 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) | 6 |
| ○総合特別区域法に基づく指定法人の指定 | (商工政策課) | 6 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) | 6 |
| ○指定管理者の指定 | (福祉総務課) | 6 |

告 示

福岡県告示第24号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字廣蔵125、字眞竹189の1、246、449、450の2、461の1、462の3、字宮ノ向1015の5、1017の1、1023の8、1030、1068の3、1068の4、1068の7、1068の29、1069、1072の1、1192、1199の3、1200の2、1221の6、1221の10、1221の12から1221の14まで、1221の27から1221の29まで、字長迫1225の64、1250の3、1250の4、1408、1413、字宮園2013、字馬場2445の1、字松尾2541の1、2553、2554、字百石3861、3884の1、字カジノ上4341、4342

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字廣蔵125・字眞竹189の1・246・449・450の2・461の1・462の3・字宮ノ向1015の5・1017の1・1023の8・1030・1068の3・1068の4・1068の7・1068の29・1069・1072の1・1192・1199の3・1200の2・1221の6・1221の10・1221の12から1221の14まで・1221の27から1221の29まで・字長迫1225の64・1250の3・1250の4・1408・1413・字宮園2013・字馬場2445の1・字松尾2541の1・2553・2554・字百石3861・3884の1・字カジノ上4341・4342(以上42筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第25号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町下横山字向野4878の1、4880の3、4879（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向野4878の1・4879（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第26号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町北川内字舟木3207、3211、上陽町久木原字小淵2の1、字小淵平145の1から145の3まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第27号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町今字金堀谷1715、1716、字本迫1771の2、1773の1、1773の2、黒木町笠原字峯尾1400の2、1409の1から1409の3まで、1413から1415まで、1418から1421まで、1566、1567の1、1567の2、1568、字芹ノ迫1569の1から1569の4まで、1570、1572から1574まで

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第28号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市門司区大字大里字コウチ上5973の12・5973の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第29号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村矢部字中切畑上6174、6175、6183、6186、6187
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中切畑上6183（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第30号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市星野村字高牟禮1697、1698、1699の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高牟禮1697・1698・1699の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第31号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字カラ谷2668の2、2673の2、2674の2、2681、2682、黒木町笠原字塚木5811から5814まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塚木5812・5814（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第32号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木志波字山口2803、2805の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口2805の1、2803（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|--------|-------|------------------------------------|-------------------|--------------|
| 朝倉 | 県道 | 筑紫野三輪線 | 前 | 朝倉郡筑前町砥上1301番1先から朝倉郡筑前町砥上1298番1先まで | 19.5 ～ 35.1 | 39.3 |
| | | | 後 | 朝倉郡筑前町砥上1301番1先から朝倉郡筑前町砥上1298番1先まで | 19.5 ～ 31.5 | |

福岡県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年1月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-------|----------------------------------|
| 八女 | 水田大川線 | 筑後市大字下北島1176番1先から筑後市大字折地187番1先まで |

公告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|----------------|----------|--------------------------------------|----------|
| 北九州市 | 令和4年度から令和5年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 小倉南区中吉田二丁目・三丁目・四丁目、大字吉田の各一部 | 令和7年1月7日 |
| 北九州市 | 令和4年度から令和5年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 小倉南区葛原一丁目、湯川三丁目・四丁目・五丁目、安部山、大字湯川の各一部 | 令和7年1月7日 |
| 春日市 | 令和4年度から令和5年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 小倉及び若葉台西の各一部、伯玄町 | 令和7年1月7日 |

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 支援法人の名称 | 支援法人の住所 | 支援業務を行う事務所の所在地 | 指定年月日 |
|---------|---------|----------------|-------|
|---------|---------|----------------|-------|

| | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------------|------------|
| 株式会社インラック | 福岡市博多区銀天町二丁目2番21-805号 | 福岡市博多区銀天町二丁目2番21-805号 | 令和6年12月26日 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|------------|

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画生産緑地地区の変更（令和6年12月23日久留米市告示第683号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の変更（令和6年12月18日北九州市告示第469号）

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 法人の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | 指定の有効期間 |
|---------------------|-------------------|------------|--------------|
| 安川オートメーション・ドライブ株式会社 | 福岡県行橋市西宮市二丁目13番1号 | 令和6年12月26日 | 令和9年12月25日まで |

公告

耳納山麓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 高木 典雄 | うきは市浮羽町朝田842番地8 |

2 就任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|--------------------|
| 権藤 英樹 | うきは市吉井町清瀬289番地 |
| 横溝 正記 | 久留米市田主丸町益生田1741番地2 |

公告

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条第1項、第8条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、同条例第5条の2第3項、第8条の2第3項及び第11条の2第3項の規定により次のように公示する。

令和7年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 施設の名称 | 指定管理者 | | 指定の期間 |
|---------------|-------------------|-------------------|------------------------|
| | 所在地 | 名称 | |
| 福岡県男女共同参画センター | 福岡市中央区今泉一丁目12番23号 | クローバープラザ管理運営共同事業体 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |
| 福岡県人権啓発情報センター | | | |
| 福岡県総合福祉センター | | | |